

伊丹市地域生活支援事業実施要綱（平成30年4月制定）

伊丹市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 市長がこの地域生活支援事業として実施する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) コミュニケーション支援事業
 - (2) 日常生活用具給付事業
 - (3) 移動支援事業
 - (4) 地域活動支援センター事業
 - (5) 福祉ホーム事業
 - (6) 訪問入浴サービス事業
 - (7) 更生訓練費給付事業
 - (8) 自動車運転免許取得・改造助成事業
 - (9) 日中一時支援事業
 - (10) 生活訓練等事業
 - (11) 機能訓練事業
 - (12) 相談支援事業
 - (13) スポーツ・文化・レクリエーション教室開催事業
 - (14) 点字、声の広報等発行事業
 - (15) 理解促進研修・啓発事業
 - (16) 自発的活動支援事業
 - (17) 成年後見制度利用支援事業
 - (18) 手話奉仕員養成研修事業
 - (19) その他厚生労働大臣が定める地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002厚生労働省通知）に規定された事業で、市長が必要と認めた事業
- 2 前項各号（第12号から第19号までを除く。）に掲げる事業の実施について必要な事項は、別表のとおり市長が別に定める。

（事業の委託等）

第3条 市長は、必要と認めるときは、前条第1項に掲げる事業の全部若しくは一部を社会福祉法人、非営利法人等（以下「事業者」という。）に委託又は指定することにより実施させ、又は実施する事業者に助成することができる。

（対象者）

第4条 第2条第1項に掲げる事業の対象となる者は、市内に居住地を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者で兵庫県療育手帳制度要綱に基づく療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けたもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定す

る精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

- (4) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは療育手帳の交付を受けた児童
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、法施行令第1条に規定するものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（次号において「難病患者等」という。）であつて18歳以上であるもの
- (6) 難病患者等である児童
- (7) その他市長が特に必要と認める者

2 前項に規定するもののほか、法19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。次項において「居住地特例地」という。）が市内にあるもので、同項各号のいずれかに該当するものは地域生活支援事業の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、居住地特例地が他の市町村の区域内である者は地域生活支援事業の対象としない。

（個人情報保護の保護）

第5条 第3条に基づき委託、指定又は助成を受けた事業者は、事業の実施にあたり個人情報保護に十分留意し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

（費用負担）

第6条 第2条第1項に掲げる事業を利用する者は、個別に定める要綱において利用者負担を求める場合は、当該費用を負担するものとする。

（費用の給付）

第7条 市長は、第2条第1項に掲げる事業を障害者等が利用する場合、個別に定める要綱に基づき、当該事業費用の全部又は一部を利用者に給付するものとする。ただし、費用の受給に関し代理受領に係る利用者からの委任及び事業者からの申出があつた場合はこの限りではない。

（報告等）

第8条 市長は、地域生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、第3条の規定により委託若しくは指定を受けて地域生活支援事業を実施し、若しくは実施していた事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、地域生活支援事業を実施し、若しくは実施していた事業者若しくは事業所の従業者若しくは従業者であつた者に対し出頭を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは地域生活支援事業を行う事業所等について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の伊丹市地域生活支援事業の実施については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

第2条第1項に掲げる事業名	要綱名
(1) コミュニケーション支援事業	伊丹市手話通訳者設置事業要綱 伊丹市手話通訳者派遣事業実施運営要綱 伊丹市要約筆記者派遣事業実施運営要綱
(2) 日常生活用具給付事業	伊丹市障害者日常生活用具給付事業実施要綱
(3) 移動支援事業	伊丹市障害者移動支援（ガイドヘルプ）事業実施要綱
(4) 地域活動支援センター事業	伊丹市障害者地域活動支援センター事業実施要綱 伊丹市障害者地域活動支援センター事業費補助金交付要綱
(5) 福祉ホーム事業	伊丹市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱
(6) 訪問入浴サービス事業	伊丹市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱
(7) 更生訓練費給付事業	伊丹市更生訓練費支給事業実施要綱
(8) 自動車運転免許取得・改造助成事業	伊丹市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱 伊丹市自動車運転免許取得費助成要綱
(9) 日中一時支援事業	伊丹市障害者日中一時支援事業実施要綱
(10) 生活訓練等事業	伊丹市訪問型歩行・生活訓練事業実施要綱
(11) 機能訓練事業	伊丹市機能訓練事業実施要綱